

利益相反管理方針（概要）

ニューヨークメロン信託銀行株式会社

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況の中で、ニューヨークメロン信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）においても、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することが求められています。

当社は、銀行法（昭和 56 年 6 月 1 日法律第 59 号）上の銀行であるとともに、金融商品取引法（昭和 23 年 4 月 13 日法律第 25 号）上の登録金融機関ですが、これらの法令に基づく利益相反管理体制の整備において求められる利益相反管理方針（以下「本方針」という。）を策定いたしました。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型・特定等のプロセス

(1) 対象取引

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当社のグループ

関連会社（当社の親金融機関等（下記3に定義します。))が行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）です。

利益相反は、①当社のグループ関連会社とお客様の間の利益相反、又は②当社のグループ関連会社のお客様と他のお客様との間で生じる可能性があります。

「お客様」とは、当社、当社のグループ関連会社の行う「銀行関連業務」又は「金融商品関連業務」に関して、①既に取り引関係のあるお客様、又は、②取引関係に入る可能性のあるお客様をいいます。

「銀行関連業務」とは「銀行が営むことができる業務」をいいます。具体的には、固有業務（預金・融資・為替取引）（銀行法10条1項）のほか、付随業務（同条2項）、他法金商業等（同法11条）や法定他業（同法12条）など、およそ銀行が営むことができる業務が含まれます。

「金融商品関連業務」とは、①登録金融機関の行う登録金融機関業務、②当該登録金融機関の子金融機関等が行う(i)金融商品取引業（子金融機関等が金融商品取引業者の場合）、(ii)登録金融機関業務（子金融機関等が登録金融機関の場合）、(iii)金融商品取引法35条1項に規定する金融商品取引業に付随する業務（子金融機関等が第一種金融商品取引業又は投資運

用業を行う金融商品取引業者の場合)をいいます。

(2) 利益相反のおそれのある取引の類型・判断基準

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては以下のものが考えられます。しかし、これらの類型は、あくまで「利益相反のおそれのある取引」の有無の判断基準に過ぎず、これらに該当するからといって直ちに「利益相反のおそれのある取引」となるわけではないことにご注意ください。なお、必要に応じ、将来の追加・修正がありうることにご注意下さい。

○お客さまが自己の利益を優先させてくれると合理的な期待を抱く場合

○お客さまの犠牲により、当グループ関連会社の1社又は複数社の関係者が経済的利益を得るか又は経済的損失を避ける可能性がある場合

○お客さまとの取引・金融サービスの提供の結果、お客さまの利益とは明確に区別される利益を取得する場合

○お客さまの利益よりも他のお客さまを優先する経済的その他の誘因がある場合

○お客さまと同一の業務を行っている場合

○お客さま以外の者との取引・金融サービスに関連して、通常の手数料や費用以外の金銭、財貨若しくは金融サービスの形で誘因を得る場合、又は

将来得ることになる場合

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社及び当社グループのレピュテーションに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。銀行法、金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為は本方針の対象となっておりません。

(3) 具体例

「利益相反のおそれのある取引」の取引例としては、現時点では、以下に掲げるもの及びこれらに類する取引が考えられます。

・競合関係又は対立関係にある複数のお客様に対し、資金調達に係る助言等を提供する場合

・お客様に対し資金調達に係る助言等を提供する一方で、当該お客様から資産の購入その他の取引を行う場合

・お客様に引受け又は有価証券発行に関する助言等を行いながら、他のお客様に当該有価証券の取引の推奨を行う場合

・関係会社が発行又は組成する有価証券を、お客様に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託しているお客様の資産に組入れる場合

・広範なサービスを提供する金融機関において、取引の内部化が行われる

場合（当社がグループ内の証券会社等に注文を出す場合等）

・当社又は当社関係者の従業員が、お客様の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供給を受ける場合

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

上記2(1)のとおり、対象取引は、当社、又は当社の親金融機関等が行う取引です（当社の親金融機関等のことを「当社関係者」といいます。）。

「親金融機関等」とは、当社の①親法人等、②親法人等の子法人等・関連法人等、③特定個人株主（当該特定金融商品取引業者等の総株主の議決権の過半数を保有している個人）に係る子法人等・関連法人等のうち、(a)金融商品取引業者、(b)銀行、(c)長期信用銀行、(d)協同組織金融機関、(e)株式会社商工組合中央金庫、(f)保険会社（外国保険会社等も含む。）、(g)金銭の貸付又は金銭の貸借の媒介を業として行う者、(h)無尽会社、(i)証券金融会社等、(j)外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業、銀行業又は保険業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法そ

の他の方法を選択し、又は組み合わせることにより当該お客様の保護を適正に確保いたします（次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限られません。）。

○対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法

○対象取引又は当該お客様との取引の条件又は方法を変更する方法

○対象取引又は当該お客様との取引を中止する方法

○対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法（ただし、当社又は当社の親金融機関等が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）

5. 利益相反管理体制

(1) 利益相反管理統括部署の設置

当支店のコンプライアンス部を利益相反管理統括部署とし、コンプライアンス部長を責任者とします。

利益相反管理統括部署は営業部門からの独立性を保証され、具体的な案件の処理について営業部門から指揮命令を受けることはありません。

利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括します。

(2) 利益相反管理統括部署の職責

利益相反管理統括部署は、業務担当部署から独立した立場で以下の職責を担います。

- ・対象取引を特定するとともに、対象取引に関する適切な利益相反管理の実施について、当社の業務担当部署に対して指示を行います。

- ・当社のオーバーサイト・コミッティーにおいて利益相反のおそれのある取引が審議・決議される場合、その利益相反の特定及び管理方法について報告し、必要に応じて意見を述べます。

- ・定期的に又はその都度対象取引の利益相反管理状況等の報告を受け、適切な管理が行われているかを検証し、必要に応じて、利益相反管理に係る手続や利益相反管理体制の見直しを行います。

- ・お客様の利益が不当に害されるおそれがある場合は、必要に応じて、当支店等の業務担当部署に対する適切な利益相反管理の実施指示、対象取引の見直し等を行います。

- ・役職員に対し、本方針及び利益相反管理規程を踏まえた利益相反の管理について研修を定期的実施し、利益相反のおそれのある取引の管理について周知徹底いたします。

(3) 記録・保存

利益相反管理統轄部署が利益相反のおそれのある取引の特定及び管理方法の選定を行った場合、利益相反管理統轄部署の担当者は、当該措置について記録し、作成の日から5年間それを保存します。

(4) 内部監査部による内部監査

内部監査部は、利益相反管理統括部署をはじめ、利益相反管理に係る人的構成及び業務運営体制について、リスクベース・アプローチに基づく定期的な検証を行ないます。